

仕 様 書(案)

- 1 業務の名称 平成31年度 浜松市積志協働センター駐車場予定地除草委託業務
- 2 業務の場所 積志協働センター駐車場予定地 東区西ヶ崎町1720、1721番地
- 3 業務の期間 平成31年4月1日 から 平成31年12月27日まで
- 4 業務の内容 別紙「業務明細書」による。
- 5 業務予定表の提出
業務を施行するに当たっては、あらかじめ「業務予定表」を東区区民生活課へ提出し、承諾を受けること。
- 6 業務完了報告書の提出
別紙「業務明細書」による一定の業務を完了したときは、業務完了報告書を東区区民生活課へ提出すること。
- 7 業務責任者の届け出
業務を実施するに当たり、東区区民生活課へ業務責任者を届け出するものとする。
- 8 従事者数の届け出
業務場所の保安全管理上、業務する度ごとのすべての従事者数を東区区民生活課に届け出なければならない。ただし、業務が連続して数日以上にわたるときは、東区区民生活課の了解のもとに、一定期間ごとに、まとめて届け出ることができるものとする。
- 9 損害の負担
業務に関連し、自己の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)については、補償・負担をすること。
- 10 業務従事者の心得
業務に従事する者は、次の事項に充分留意すること。
 - (1) 業務責任者は東区区民生活課の指示があったときは、速やかにその指示に従うこと。
 - (2) 施設内及び施設敷地内での拾得物があったときは、速やかに届け出ること。
 - (3) 施設及び施設周辺での異常等に気付いた場合には、直ちに東区区民生活課へ通報すること。
 - (4) 業務責任者は、全ての従事者の指揮・監督をし、業務の監理を行うこと。

業務明細書(案)

- 1 業務の対象は、浜松市積志協働センター駐車場予定地内の除草等とし、雑草等の生育状況に応じた維持管理業務により、環境の美化や周辺環境の整備を行い、公共施設にふさわしい美観のある環境づくりを行う。
万が一事故等が発生した場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じたのち、東区区民生活課へ通報すること。
- 2 業務の内容は、次のとおりとする。
除草（5月、8月及び10月頃に各1回）
景観に配慮した除草等作業を行い、良好な環境を保つ。
- 3 廃棄物の処理
 - (1) 本業務により出た草等の片付け及び処分は、速やかに許可を持つ処分先へ搬入することとする。
 - (2) 前記（1）について、処分した記録（写真・伝票）を東区区民生活課へ提出すること。
- 4 用具、諸材料等
業務上使用する用具及び諸材料は、受託者が用意すること。
- 5 作業記録写真
受託者は、業務実施前から業務実施後まで、施工過程全般のわかる作業記録写真を撮影し、提出すること。
- 6 その他の事項
上記業務内容は、現場の状況に応じて委託者が業務上必要と認めて指示する軽易な作業を行うこと。
また、業務中は、担当職員との連携を密にするとともに、仕様書・業務明細書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

(別表)

	樹木	数量	作業場所	備考
浜松市積志協働センター駐車場 予定地	雑草	990㎡	東区西ヶ崎町1720、 1721番地	年3回